第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第四十六条の四
	電子調書について	期日調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条の四の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	から第百三十九条まで	、第百三十八条
	提出等）	提出等）並びに国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条の四
	文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製	文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
	第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条	第百四十八条